

深谷市 農委だより

2021年1月

No. 31



深谷市イメージキャラクター
ふっかちゃん



市内で新規就農された岸本ひさえさん
(6面にインタビューを掲載しています)



編集
発行

深谷市農業委員会

事務局 〒366-8501 深谷市仲町11番1号 ☎ 577-3439(直通)・FAX 578-7614

農業委員・農地利用最適化 推進委員を募集します!

**募集
期間**

令和3年2月1日(月)から
令和3年3月5日(金)まで【必着】

募集人数及び区域

- 農業委員…24人
※市内全域
- 農地利用最適化推進委員…16人
※担当区域別

深谷・大寄	2人	藤沢	3人
幡羅・明戸	2人	豊里・八基	2人
岡部	3人	川本	2人
花園	2人		

任 期

- 農業委員
令和3年7月20日から
令和6年7月19日までの3年間
- 農地利用最適化推進委員
令和3年7月20日(予定)から
令和6年7月19日までの3年間

身分及び報酬額

深谷市の特別職の非常勤職員として、

月額 33,000円



推薦及び応募に係る書類の提出先・問合せ先

詳しい内容については、深谷市農業委員会事務局までご連絡ください。

★深谷市農業委員会事務局

〒366-8501 深谷市仲町11番1号 深谷市役所内 ☎048-577-3439

農業機械に必要な免許、知っていますか？

(1) 運転免許

農耕トラクターで農耕作業用トレーラーをけん引し道路を走行するためには、以下の運転免許を取得している必要があります。

※農耕作業用トレーラーけん引時の運転免許は、けん引する農耕トラクターの大きさや速度により判断されます。

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
		
制限	農耕トラクターの寸法が全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)、かつ最高速度15km/h以下の場合	左記の寸法又は最高速度15km/hをひとつでも上回る場合
必要な運転免許証	小型特殊免許又は普通免許	大型特殊免許（農耕用に限る、も含む）

※新小型特殊自動車

小型特殊自動車とは別に「新小型特殊自動車」がありますが、その違いとして高さや最高速度の制限、総排気量、運転免許の種類が挙げられます。

長さや幅は小型特殊自動車同様、全長4.7m以下、全幅1.7m以下ですが、全高は2.8m以下なので小型特殊自動車よりも高くなっています（農耕作業用車は制限なし）。

総排気量に関しても小型特殊自動車が1.5リットルなのに対して、新小型特殊自動車は制限がありません。また、新小型特殊自動車の運転には大型特殊自動車免許が必要です。

最近の農耕トラクターはほとんどが新小型特殊自動車に入るので、新たに農耕トラクターを購入する予定のある人は注意が必要です。

また、新小型特殊自動車は小型特殊自動車と同様、車検の必要はありません。しかし、道路以外の場所（農作業など）にのみ使う場合を除いては、ほかの普通車同様、自賠責保険への加入が必要です。

(2) けん引免許

車両総重量（※注）が750kgを超えるトレーラー等をけん引する場合は、別途「けん引免許」が必要です。

※トレーラーの車両総重量とは、「トレーラー本体の車両重量」と「最大積載量」の合計をいいます。

トレーラーの車両総重量	けん引免許
750kg以下	不要
750kgを超えるもの	必要

◆道路運送車両法上は、軽自動車規格に当てはまり、かつ二輪の軽自動車又は小型特殊自動車によりけん引されるもの以外、すべてトレーラー等にも車検が必要となります。

◆農業機械をトラックに積載して運搬すれば、トレーラー等が不要となり、けん引免許やトレーラー等の車検は不要です。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、家族経営を中心とした農家の皆さんが加入する「2階」部分の年金であり、終身年金で社会保険料控除があるなど、メリットが多く安定した制度です。

(第1号被保険者である農業者の方は、上乘せ年金に自ら加入しなければ、1階部分の国民年金のみとなります。)

農業者の方が選択できる2階部分の年金は「農業者年金」「イデコ(確定拠出年金)」「国民年金基金」の3種類。

●農業者年金とイデコの主な違い

	農 業 者 年 金	イデコ(確定拠出年金(個人型))
加入資格等	<ul style="list-style-type: none"> ○加入資格は、次の①～③を満たすこと ①国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く) ②20歳以上～60歳未満 ③年間60日以上農業従事 ○任意脱退はいつでも可能 ○保険料は、2万円～6.7万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○加入資格は、60歳未満の国民年金被保険者(保険料免除者を除く) ○原則、途中脱退はできない(農業者年金に加入すると強制脱退になる) ○保険料は、5千円～6.8万円(国民年金第1号被保険者(自営業者)の額)
年金等の種類	終身年金	5～20年の有期年金(一部終身)又は一時金(支給開始年齢までは受給不可)
運用方法	農業者年金基金が一元的に運用	多くの商品から加入者が選択
積立てが元本割れした場合の措置	65歳裁定時に元本割れしていた場合にマイナス分を補う危険準備金(付利率準備金)の仕組みあり	元本割れした場合の措置なし
社会保険料控除等の税制面の措置(所得税・個人住民税・復興特別所得税の節税効果)	その年に支払った保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となり、経営主が払った生計を一にする配偶者や後継者の保険料も合算して控除できる。(所得税法第74条)	その年に支払った保険料の全額が「小規模企業共済等掛金」控除の対象(本人の掛金のみ)(所得税法第75条)
死亡一時金の税制措置	○死亡した場合は、死亡の翌月から80歳までの農業者老齢年金に相当する額が「死亡一時金」として支給される。死亡一時金は「全額非課税」(独立行政法人農業者年金基金法第27条)	○死亡した場合は、年金資産(持分)に基づく死亡一時金が支給される。死亡一時金は、退職手当金等のみなし相続財産として「相続税」の課税対象
事務経費負担	事務経費(人件費や施設費等)は国が支出※	事務経費は加入者の掛金から支出
申込先	JA、農業委員会	各運営管理会社(銀行、信用金庫、証券会社、保険会社等)

※一般の保険会社の年金保険では加入者の支払った保険料の一部から保険会社の事務経費(人件費や施設費等)を負担しているのが一般的ですが、農業者年金は基金の事務経費について、加入者の方の負担はありません(国費で負担)。

農業者年金の被保険者・待期者の皆様へ 農業者年金への加入を検討してる皆様へ

令和4年度から農業者年金制度が変わります!!

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和2年5月29日に成立し、独立行政法人農業者年金基金法が一部改正されました。

※今回の独立行政法人農業者年金基金法の一部改正は、平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。

年金受給開始時期の選択肢の拡大

令和4年4月1日から、**農業者年金の受給開始時期を選択**することができます。



年金への加入可能年齢の引上げ

令和4年5月1日から、**国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の農業者も農業者年金に加入**することができます。



●それぞれについて条件があります。詳しくは独立行政法人農業者年金基金(☎03-3502-3942)へ。

埼玉県知事表彰を受賞

深谷市農業委員会会長の安藤己喜夫氏が令和2年11月14日(土)に行われた県民の日記念式典において、埼玉県知事表彰(産業功労)を受賞されました。

旧川本町のころから通算して16年、皆様方のご協力のもと農業委員として尽力され、深谷市の農業振興に大きく貢献した功績が認められたことから、今回の受賞となりました。



砂ぼこり対策のご協力について

冬から春先の農閑期にかけては、強風により農地からの砂ぼこりが発生しやすい時期です。風により畑地表皮の優良土壌が飛散し、風下の地域の住環境に悪影響を及ぼします。次のような対策で優良土壌の飛散を抑えることができます。

● 中低木・竜のひげの植栽、防風ネットの設置

● 耕運作業を作付け間近まで控える

● 畑かんなどで散水し農地の湿潤化を図る

● 緑肥作物(エン麦、ライ麦)の播種

※市では防風ネットの設置補助を行っています。ご協力頂ける方は農業振興課までお問い合わせください。なお、農地の場所等により、防風ネットを設置することができな

場合があります。

● **問い合わせ** 農業振興課・整備係
☎57713298

イノシシ等による農作物被害対策を実施します

近年、イノシシ等による農作物被害が確認されていることから、次の対策を実施します。

詳細については、問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

■ **電気柵の貸出しについて**

協議会所有の電気柵を、希望される方に貸出しします。

■ **電気柵の購入補助について**

イノシシ等に対する、侵入防止用電気柵一式に係る購入費用を補助いたします。

○ 対象者：市内に住所を有し、市内で農作物を生産するかた

○ 限度額：30,000円

○ 補助率：1/2

○ 申請回数：1年度内に1回

○ 申請期間：令和3年2月26日まで

■ **イノシシの捕獲について**

イノシシによる農作物被害の恐れがある場合は、農業振興課までご連絡をお願いいたします。捕獲の必要があると判断された場合には、猟友会へ捕獲を要請します。

● **問い合わせ** 農業振興課・農業政策係

(深谷市鳥獣害対策協議会事務局)

☎57713298

「農業はコミュニケーション」

シリーズ新規就農

岸本 ひさえさん (28歳)

このコーナーでは、深谷市の明日の農業を担う新規就農者を紹介しています。

シリーズ第26回は、熊谷市にお住まいで、認定農業者として藤沢・川本地区で就農された、岸本ひさえさんにお話を伺いました。

Q これまでの経歴や、農業を始めたきっかけは何ですか？

A 仏壇に供える花を作りたいという考えがあったので、農業大学校で2年間学んだ後、ケイトウ農家で1年間研修しました。その後、就農したら視野を広めるため出かけることがなかなかできないと思い、オランダで1年間ユリやヒマワリの農家での研修をしました。平成30年3月に帰国し、4月に花き栽培が盛んな深谷市で新規就農しました。

Q 現在主に何を生産していますか？

A 1町1反の畑を借りて、ケイトウと小菊とポットの苗を作っています。今年からストックも作っています。

Q 農業を始めて最初に感じたことや良かったと感じたことは？

A 農業は、天候など自然が相手という点が難しさを感じました。逆に、その自然

を日頃から体で感じられる点がよいです。

Q 農業をやっていくうえで大変なことはありますか？

A ほぼ一人でこの面積を耕作しているので、人手が足りません。川本花き部会の方や、就農した時の農業委員に指導や協力をしてもらい、感謝しています。

Q 休みの日は、何をしていますか？

A 週に一回、午後だけ休むようにしています。買い物など、生活に必要なことをしています。

Q 将来の夢は何ですか？

A 今作っているケイトウや小菊は季節的なものなので、年間を通して何かを作っていけるようにしたいです。また、畑をうまく使いこなせていないので、もっと効率的に利用できるようになりたいです。

Q 最後に、これから新規就農する方に一言！

A 一般的に、農家は自分で作物を作って出荷して、一人でやっているようなイメージがありますが、特に新規就農したばかりの時は、地域や先輩の農家に指導や協力をしてもらうことが必要なので、積極的にコミュニケーションを図り、地域に溶け込むことが大事だと思います。



編集後記

現在の編集委員で発行する農委だよりは、今号が最後になります。発行に当たり、これまでご協力をいただきありがとうございます。また現体制での農業委員会委員も7月に任期満了を迎えます。

これまでのご支援ご協力に感謝いたしますとともに、今後とも委員会活動に対するご理解・ご協力をお願い申し上げます。

大澤 敏道 農地利用最適化推進委員
が令和2年10月22日に永眠されました。
大澤様は平成24年7月から農業委員
を2期務め、平成30年7月からは、農地
利用最適化推進委員を務めておりました。
ご冥福をお祈りいたします。

農委だより編集委員会

- | | |
|-----|-------|
| 委員長 | 石塚 保 |
| 委員 | 橋本 登 |
| | 橋本 繁穂 |
| | 尾熊 博章 |
| | 塚原 一男 |
| | 大澤 慶三 |

全国農業
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
新聞
週刊
金曜日発行
月700円
お申し込みは農業委員会へ